

高知地方裁判所委員会（第36回）議事概要

1 日時

令和4年7月8日（金）午後2時30分から午後4時25分まで

2 場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）伊藤寿（委員長）、稲田良吉、上田敏晴、川竹佳恵、鈴木知彦、寺村妙、吉井広幸（敬称略。五十音順）

（事務担当者等）事務局長、民事首席書記官、刑事首席書記官、地裁総務課長、地裁総務課課長補佐

4 テーマ

刑事事件における犯罪被害者等の保護について

5 議事

(1) 委員長選任

委員長選任に関する協議が実施され、委員の互選により、伊藤寿委員が委員長に選任された。

(2) テーマについて

ア テーマに関する説明

刑事首席書記官から、パワーポイントを使用して刑事事件における犯罪被害者等の保護に関する制度の概要等の説明を行った後、2階204号法廷に移動して、被害者参加人が出席した際における遮への状況や、別室で待機する証人とのビデオリンクシステムを使用した証人尋問のデモンストレーションを行った。

イ 意見交換（委員長◎、委員○、事務担当者■）

◎ 被害者の方の気持ちをどこまで理解しているかという点につきましては、

むしろ皆様の視差の方が気づくことが多いと思っておりますので、お気づきの点や御提言を含めて何かございましたら是非お願いいたします。

○ 裁判の結果、損害賠償金を払いなさいという判決が出るとは思いますが、実際に払いなさいと言っても故意に払わない人、あるいは払えない人、そういうケースについて、裁判所はどの程度関与するのか、全く関与しないのか、判決だけ出して終わりなのか、そのあたりを伺いたい。

■ 損害賠償命令の手续をとられますと、最終的に損害賠償命令という判決と同様の損害賠償を命ずる決定が出ます。被告人から支払がなされない場合は、基本的には強制執行をして解決を図っていくことになろうかと思えます。それとは別の制度として、被害者の方が国から支援を受ける被害者給付金という形で、被害の一部とはなってしまうかもしれませんが、被害回復を図っていくというようなことになろうかと思えます。それから、刑事和解手続により、被害者と加害者が双方合意の上で裁判所で和解をする制度があります。お互いで支払の合意ができているという部分では、判決よりは、被害弁償がされやすい手続となります。そちらの方も最終的に払わなければ強制執行をすることが可能となります。

○ 損害賠償命令が出された結果、分割を含め、きちんと支払われたという統計的な数というのは把握しておられるのですか。

■ 支払われたという統計は裁判所にはございません。判決を出して終わりなのかと御指摘がありましたけれども、そういうふうに言われると、その通りかと答えざるを得ません。

○ 私の同僚にバイク乗りがおりますが、バイクをよく盗られるらしいです。盗られて、最終的に裁判で、例えば何十万払いなさいという判決が出ても、本当に払ってくれないと。しかし、その人は、大変な努力をして最終的には何十万か払ってもらったらしいんですが、うちの息子もバイクに乗っていて、それを盗られて、示談のような形で何万円払いなさいとなりま

したが、結局払ってくれないんです。被害者である我々の方も、電話をしました、最終的には諦めました。結局そういう例がそこそこあるのではないかと思いますので、表に出やすい被害者の救済も大事ですけれども、全体的にみて、判決を出したらそのあともフォローアップしていかないと我々としてはいまいちかなということがありました。

◎ ありがとうございます。ただ今の委員の御質問、問題提起については、実は虚を突かれた感じであり、私たちは損害賠償命令や、民事事件で判決を出すことで、ひとつ仕事が終わった気持ちになっていますが、それを実際にお金に換えるためには、予め保全をしておくとか、執行手続を申し立てるなどの別の手続までしなければならないという問題意識は確かに当然かもしれません。実際、執行手続は大変であり、そこまで含めての被害者保護ということであれば、執行手続や保全手続についての手続教示の仕方の見直しであるとか、または法テラスを紹介して、国選の弁護士に相談をしてもらおうとか、実際の執行を視野に入れた被害者保護というのを問題提起なさったと受け止めました。

○ 検察庁の分野にも関わってきますので、補充して御説明いたしますと、今裁判所から御説明があったのは、基本的に犯人が分かって起訴されて有罪になった場合、その犯人にお金を請求するというそういうシステムなのですが、まさにおっしゃったとおりで、犯人が分かって有罪になって、その人にお金が払えるかというのと、払えないケースがかなり多いです。もうひとつ、犯人が分からない場合があります。被害にあった後、結局犯人が捕まらないまま時効になってしまい泣き寝入りせざるを得ないというケースも多々あり、むしろそちらの方が多いかと思います。行政的には犯罪被害者給付金というのがありまして、これはできてかれこれ30年、40年くらい経つのですが、重大事件の場合には、犯人が見つからなければ当然ですし、見つかったとしてもその犯人にお金を払える資力がなければ、国

が一定程度賠償金を払います。ただしこれは重大事件に限るのですが、そういう制度があるにはあります。ただ、額的に言うと、例えば殺人未遂とかでも数百万円くらいで、実際の損害賠償の額よりは少ないです。そういう重大事件ではない場合、どういった被害者保護があるかという、一言に損害被害といっても、例えば盗みで家に入られたとか、覗きをされたなどの場合に引越しをしたい被害者の引越費用ですとか、けがをしていれば治療費とか、精神的にしんどいので通院されてカウンセリングを受ける場合とか、仕事を休まないといけない場合の休業補償等といったものについては、徐々に条例や法律が整備されておりまして、高知県でも2年前に犯罪被害者を対象とした条例が成立しました。今言ったような支払が必要となった場合には、一定の要件が必要なのですが、その要件を満たせば県が肩代わりしますというのが始まりです。ただ、一番大きいのはやっぱり損害賠償等の被害、例えばバイクを盗まれたバイクのお金や傷つけられた時の精神的慰謝料等、要は何十万、何百万という大きなお金になってくると、基本的には犯人に払いなさいという裁判があっても結局犯人が払えなかったら、泣き寝入りせざるを得ないという現状が確かにあります。今、実はその部分について、根本的に考えなければならないという議論がなされておりまして、犯罪被害者の会というのがあるんですが、高知県出身の弁護士さんが、奥さんを亡くされて立ち上げたあすの会というのがありまして、この犯罪被害者の会が提唱しているのが、まさに損害賠償を犯人が払えなければ基本的に国が肩代わりするという制度を作ってほしいということなんです。こういう制度は、アメリカとか西側のヨーロッパの方ではかなり整備されていますので、日本でもできるのではないかという議論がなされておりまして、まだ法務省の方で具体的に議論するというところまでいってはいないのですが、あすの会が昨年今年と陳情を行っているところで、私としてはそのような制度がむしろできてほしいと思っております。ただ

国の予算がどうしても限られるので、なかなかすぐにはならないと思うのですが、今少しずつ、被害者保護の特に金銭的な賠償については整備が進められているところでして、現在もいろいろな制度がありますが、それも実は20年前にはほとんどなく、この20年間で少しずつ、でも確実に増えてきているんです。ですので、また今後10年、20年進んでいくと、どんどん被害者保護が手厚くなっていくかなというふうには思っています。

◎ 貴重な御意見をありがとうございました。更なる質問や問題提起等はいかがでしょうか。

○ 被害者支援センターの支援員の方が裁判に付き添われるということをお伺いしました。私も、加害者の方は比較的法律的に守られるのに被害者の方は守られない、最初から諦めるというイメージで、裁判等でも泣き寝入りの方が本当に多いというイメージがあったのですが、実は被害者支援センターというのを正直初めて知りました。実際そういう方が裁判の時に付き添ってくださるといのは心強いこともあると思いますけれども、どういう方が支援員として従事されているのか、元職業や支援員となるための要件があるのかということ、あと各都道府県に設置されているものなのかということ、それからそういう方はどの段階で付添人として付いてくださるのかということ、実際事件の中で支援センターの方が付いてくださる裁判の事件で、どんなような内容の事案が多いのかということをお教えいただきたい。

■ まず、支援員の方がどういった経歴なのかという点については、支援員の方の個人情報について触れたことがないので分かりません。支援員の方が付かれる段階ですが、被害者の方は検察庁を通じて請求しますので、請求があり次第という形になっており概ね早い段階、第1回公判前には申出をいただいて手続をとる事件が多いという認識でいます。事件類型につきましても、わいせつ系が多いかと思えます。

○ 私が御説明した方がよろしいかと思えます。まず、被害者支援センターというのは、全国にあります。その成り立ちを説明しますと、東京とか大阪は、被害者の方々の有志が集まって作ったNPO法人等を基に被害者支援センターという形で認定されているケースもありますが、ほとんどの都道府県は、警察が出資してNPO法人を作り、そこで運用しています。高知県の被害者支援センターも県警が100パーセント出資です。どういふ方が支援員かといいますと、現在の高知県でいうと職員は5名います。この方々はプロパーの職員で、この方々がなぜ職員になったかは存じ上げませんが、何十時間も研修を受けて、職員になった上で、何十時間も研修を受けています。それと別にボランティアで20人くらいの方がおり、この方々は半年くらいの研修を受けて支援員として認定された方が、非正規的なボランティアとして支援員の活動をされており、全員で二十数名の方が支援員として働いています。私が日々見ていると、プロパーの5名の方がかなり動いておられて負担がすごく大きくなっています。また、どの段階で付くかという、犯罪被害が発生した直後に付けます。ほとんどの場合、被害者の方が否定しなければですが、警察が110番通報を通じて現場に行き犯人を捕まえて被害者の方と話をしている際に、動揺されたり今後どうしていいか分からないといった場合に、まずは被害者支援センターの方に連絡しましょうかと尋ね、本人がお願いしますと言えばすぐに繋がります。そうすると被害者支援センターというのは、みなさんあくまで民間の方なのですが、弁護士会とも繋がっています。弁護士会には被害者支援委員会があって、ここと支援センターは常に連絡をし、あと法テラスという法務省が作ったところともつながっています。ですから、法テラスと弁護士会と警察とが被害者支援センターを真ん中にして繋がっている形になりますので、どこかに情報が行くと、被害者支援センターがハブ的な役割をし、あちこち行かず、ワンストップで全部真ん中で利用できるというシ

システムを作っています。裁判所には起訴した段階で裁判が始まりますので、この裁判を支援するために我々が申出をしています。でも支援自体はもうその前から始まっています。ですので、どの段階かというところ、被害者の方が希望する限りは本当に直後から付く場合が多いです。事件の内容は性犯罪もありますが、交通事故とかDVとかも結構多いです。また、侵入窃盗、下着泥棒、やはり被害者の方は下着泥棒には恐怖を感じていますので、関与しないといけません。そういったケースが多いと思います。

- ◎ どうもありがとうございました。裁判所の委員から何かありますか。
- 裁判所は、起訴がされないと動けませんので、起訴に至るまでのことについては、直接知ることはできません。文献やこのような機会に情報収集をすることはありますけれども、受動的な機関であるという限界はあります。基本的には先ほどの説明のとおり、起訴と同時に付添人の選任について申し出がなされ、裁判所はそれを受けて選任するというのが現状です。ちなみに被害者参加の関係ですと、高知における被害者参加又は付添人選任の件数は、これまで勤務した裁判所と比べて、かなり多いという印象を持っています。特に性犯罪の関係については、被害者参加、あるいはその中で付添人が選任されるということがありますが、高知の被害者の方は、泣き寝入りをせずにきちんと参加して自分の権利意識を守るという意識が強いと思います。他県ではそれほど申入れはありませんでした。
- ◎ みなさんありがとうございました。若干補充して申し上げますと、支援センターと裁判所の関わりとしては、各高裁単位で年に1回毎年2月ころ、被害者御本人とセンターの方をお招きして意見交換会を実施しています。被害者保護等に関する裁判所の対応についての率直な感想、時として耳の痛い御指摘をいただくこともありますが、それらを基にお互いに意見交換をするというもので、そういった繋がりがございます。高知からもおそらく参加していると思います。ただ、一番接点が多いのは検察庁だと思いま

すし、法テラス、弁護士会の被害者関係の委員会の方が接点が多いかもしれません。その上で御提言、御意見等がございましたら是非お願いします。

○ すごく分かりやすかったですし、高知県では早い段階で付いてくださるということが分かりました。判決は、一般人にとって専門用語が多くて手続も複雑で本当に分かりにくいのですが、直接自分が対応するのではなく間に立ってくださったり、アドバイスをもらえたりするだけでも全然違うと思います。高知はそういうことが進んでいるということが分かりました。

◎ 今の御質問の背景には、大きな問題が透けて見えたのですが、私が県外から高知にきて、免許の住所変更に免許センターに行った際、仕事柄、被害者関係のパンフレットがあるか見たところ、やはり被害者支援センターのパンフレットが置いてありました。ただ、仕事柄意識しているから目に付くのですが、おそらくそうでない皆様は見逃してしまったり、今のようなセンターのパンフレットがあっても目につかないかもしれません。裁判所もお配りしたパンフレットを作っているのですが、効果的な配布や使い方にも問題があるのではないかと感じました。つまり知っていただきたいんだけど、今の御質問のように、なかなかセンターの存在等をこれまであまり意識なさらなかったというのが実情でしょうから、被害者関係の制度の情報発信の仕方は見直さなければならないのではないかとこの御質問で感じました。結構あちこちに置いてあるはずなのですが、やはり気にしないと目につかないのではないのでしょうか。

○ 法律は、言葉がすごく難しく、例えば意見陳述という項目でも、どんな意見を言っているのかというのが分かりませんし、損害賠償命令も、誰に命令するのか、刑事和解というのも、一人で見ただけでは分からないなというところがありました。法律用語をこれ以上かみ砕くのは難しいことは理解していますが、一般の人がこれらの手続を使いたいと考えたときに、うまく伝えられないのではないかと感じています。私には難しく、分かり

にくいです。

- ◎ そもそも知る機会ということをしておいて、内容が難しいということですよ。
- 専門用語が難しいです。私だけかもしれませんが。
- ◎ そのようなことはないです。今、大きな問題として、広報の在り方であったり、またはいろんな形で伝えたいことをどう伝えたらいいんだろうという非常に根本的な問題、大きな問題でもあるんですが、是非アイデアやお考えがあったら聞かせていただきたい。
- できれば、こういうことにお世話にならないように生活をしようと思います。
- ◎ 実は、先週の家庭裁判所委員会で、成年後見制度について、関心があってもなかなか伝わっておらず、どうしてかと聞くと、たぶん御高齢の方は自分がこうなるのは嫌だという思いがあり、でも家族はすごく関心を持っていて、自分の問題というよりも家族がこうなったときにどうしようという問題があります。それと共通している形があって、自分自身が被害にあいたくないけれど、大事な家族や大事な関係の人がもし被害にあったらとなると途端に見方が変わってくると思いますので、発信の相手というのはそういったあなたが被害にあうのではなく、あなたの大切な人が被害にあうという視点を入れないと伝わらないのかなというのを今話を聞いて感じました。
- 裁判所は、基本的に中立的な立場において、被告人の人権保障を全うしつつ、実体的審理を実現して被告人が有罪か無罪か判断していくことが基本的な任務ということになりますから、その有罪か無罪かまだ確定する前に、被害者の側に全面的に肩入れするということが組織的に取れないという限界があるということはず理解していただく必要があろうかと思います。ですので、被害者参加に関し、被害者の方から直接裁判所に参加しま

すと言われても、それを許可するというシステムにはなっていません。検察官を通じて参加を申し出、それを認めるという形になっていることから、被害者に一番近い立場というのが検察庁となりますので、被害者支援の関係については、検察庁あるいはその関係機関の方がより詳細にネットワーク化された形になっているのではないかと感じています。ですので、本日説明がありました被害者参加の関係、そして意見陳述をするということについても、裁判所に相談されても、こういうふうにやってくださいと言うことはできないので、当事者の方も検察庁側の当事者として出頭していただいて、そして被告人の言い分も聞いた上で最終判断ということになります。

○ 今日は、裁判官が座る席から法廷を見させていただくという貴重な経験ができたのですが、全体の中で遮へい措置とビデオリンク方式を活用される方が割合的にどのくらいなのでしょう。また、遮へい措置にアコーディオンカーテンを使用していましたが、仮設的ではなく、もう少し建築的なコーナーがあった方が心理的にはもっと楽なのではないかなと少し思いました。

◎ ありがとうございます。まず、統計についてお願いしてよろしいでしょうか。

■ 統計について令和3年の延べ事件数となりますが、付き添いの措置がとられた証人、被害者の数が7件です。遮へいの措置がとられた証人、被害者の数が12件、ビデオリンクによる証人尋問が行われた証人の数が2件となります。割合としましては、1年間の刑事事件の新受件数が約400件という前提でご理解いただければと思います。続きまして、遮へいの措置の方ですが、四国管内のどこの庁でもアコーディオンカーテン等を使っております。日常的に遮へいの措置はされておられませんので、必要な都度遮へい器具を準備して使っているのが実情です。

○ 件数という訳ではないのですけれども、被害者の方が刑事裁判に参加することによって、自分は容ぼう等を知られたくないという気持ちを配慮して遮への措置をとるといふふうに制度化されている訳ですが、根本的な問題として、被害者が本当に逃げ隠れしないといけないものなのかという問題意識を持っている被害者の方もいたということをお紹介したいと思えます。犯罪被害にあうことで自分が汚れてしまうといふか、そういうような発想をすること自体が被害者としてよくないのではないかといふふうに考えられている方がおり、非常に若い方でしたけれども、御両親、付添人そして担当検察官とも話し合っ、私は遮への措置はいりません、遮への措置はとらないで素顔をさらして裁判員裁判に参加しますといふことで、実際に判決まで参加したということがありました。被害者保護といふことでいくと、どうしても保護しよう、隠そうとなりますが、被害者の立ち直りといふことを考えるならば、本当に逃げ隠れしないといけないといふ社会的な環境でいいのだろうかといふ問題意識を持って制度について改革に取り組むといふ問題意識もないと、一旦被害者といふレッテルが張られてしまったら、顔をさらしてはいけないんだなどといふ思いを抱かせるような一面的なものでいいのだろうかといふようなことを思っております。

◎ ありがとうございます。若干補充で申し上げますと、今回、法廷では被害者の方が座っている状態を見てもらいましたが、事件の流れ次第では、途中から被害者の方が法廷に入ることもあり、その時にはパーテーションやアコーディオンカーテンを駆使して、見られないよう通路を作って通っていただき、通って座っていただいたら、またパーテーションやアコーディオンカーテンを再展開してあの状態にするといふことで、ソリッドな形の被害者コーナーを作ってしまうと、そういった臨機応変さに欠けるところはございますので、確かに不安で、触って押せば倒れてしまうかもしれ

ませんが、そうならないように職員の方でリハーサルをして、オペレーションを組み立てて、そういった動線を設定して行うというのが実情でして、そういった自由度に応えるのがむしろアコーディオンカーテンであるという感覚はしております。ただ、その一方で、もう少し心理的にしっかりしたものというのはおっしゃるとおりなので、そのバランスは御指摘のとおりだと思いました。御意見ありがとうございます。統計の点を含めて、問題意識や御質問に答えられていましたでしょうか。

- はい。
- ◎ 他の方はいかがですか。
- この「犯罪によって被害を受けた方へ」のパンフレットですが、内容が簡単に書かれていて、当事者になりそうであれば非常に役立つと思うのですが、もう少し詳しく知りたければどこを見てくださいとか、詳しくはホームページを見てくださいとか、あるいはどうしても解決できないときにはお電話をください等の記載があればよいと思いました。実は私が年金の申請をした際、かなり面倒くさく本当に不親切にできているので、最終的に電話で聞けるというのはすごく安心になったという経験があり、そういう考えを持ちました。
- ◎ ありがとうございます。そうですね、このパンフレットには法テラスの番号がありますけれども、その関係でお答えできそうなことはございますか。
- 実際のところ裁判所にパンフレットをいただきたいという声はありません。先ほど検察庁あるいは警察の方で犯罪が起きた直後から対応していただけているという話を聞いて、それでかと思に納得してしまったところがあるくらいでした。部数的に数が少ないということもありますが、何より誰一人としてこのパンフレットが見たいと言われたことがありません。もちろん裁判所のホームページには出ておりますので、そちらの方を見られ

ている方はおられるのかもしれませんが。このパンフレットすら見ていただけていない状況ですので、それ以上に詳しいことをお問い合わせいただければ職員の方で対応させていただくのですが、そこまで至ったこともないというのが実情です。

◎ ありがとうございます。パンフレットに法テラスの番号が書いてありますけれども、法テラスの方でしたらそういった被害者関係の対応もしっかりしてくれると思っています。たらい回しのようですが、先ほど裁判所の委員がおっしゃったように、裁判所はどうしても公平中立な第三者としての立場がありますから、ある程度深い関わりはできませんが、検察庁や警察署や法テラスといった方の紹介はできますので、そちらの方をご案内することになってしまいます。頼りない回答で非常に申し訳ありません。あと、実は同じテーマで大阪地裁の裁判長をしているときに地裁委員会で発表して御意見を伺ったのですが、そこで出た御意見として、待合室はどうなっているのかという指摘があり、性被害を受けた被害者の方は遮へいする関係で、待合室も、そこに至る動線も他の人と一緒にならないよう配慮していますが、その時に、あまりにも殺風景すぎるので心が寒々としませぬといった御意見をいただいて、改善しようかということになりました。高知の待合室はどのような感じなのですか。

■ 部屋の広さは13人程度が座れるくらいの非常に広い部屋です。それからソファとか冷蔵庫が設置されている部屋となっています。

◎ 実際の事件では検察官や検察事務官の方が御引率してきてくれますので、あまり裁判所の滞在時間はないのかもしれませんが、そのあたりも配慮していると聞いてよろしいでしょうか。

■ 正確なルートは保安上の問題もありますので申し上げませんが、こっそりと来てこっそりと帰られるルートを設定しております。裁判所に来られた時から裁判所の敷地外に出るまでのところを職員の方で御案内させてい

ただきますし、他の方とできるだけ会わないように、特に被告人あるいはその関係者とバッティングしないように、ルート上では職員同士が複数人でトランシーバーを持ち合って安全を確認、確保しながら誘導させていただいております。

◎ 活発な御意見や御質問、御提言をいただきましてありがとうございました。

6 次回開催予定

(1) 開催日

令和5年2月6日（月）

(2) テーマ

司法行政事務を中心としたデジタル化について

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室